



加 盟 店 各 位

株式会社 日専連 静岡

加盟店様へのご依頼とお願い

割賦販売法の改正(2018年6月施行)により、弊社には加盟店様の管理強化が義務付けられました。以下の変更が生じた場合には、すみやかに弊社までご連絡ください。
また、カードお取り扱いについてのご注意事項等を記載しておりますのでご覧ください。

【重要】届出事項に変更がある場合の手続きに関するご依頼

●加盟店様(委託先を含む)の届出事項に変更が生じた場合

- ① 契約者名、店舗名、所在地、電話番号、代表者及び代表者の情報、取扱商品等の変更
- ② 店頭販売、その他販売方法の変更

※ 変更等のご連絡がない場合、決済停止や売上精算保留となる場合があります。

●クレジットカード番号等の保持・管理対策に変更が生じた場合

- ① クレジットカード番号等の保持状況(保持・非保持・非保持同等／相当)の変更
- ② PCI DSS準拠状況の変更

※ 詳細は、日本クレジット協会のホームページをご参照ください。

→ <https://www.j-credit.or.jp/>

●不正利用対策に変更が生じた場合

決済端末機のIC対応状況の変更

●加盟店様(委託先を含む)でクレジットカード番号等の漏えいや紛失、またはそのおそれが生じた場合

加盟店様及び委託先でクレジットカード番号等の漏えいや紛失、またはおそれが生じた場合には、すみやかに弊社までご連絡ください。

【重要】風営法が一部改正・施行されました (一部の接待飲食営業加盟店様向け)

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」(通称:風営法)の一部が改正され、2025年6月28日に施行されました。自店の営業内容を再確認することが非常に重要です。

- 「接待行為」を行っているにもかかわらず、風俗営業許可がない場合
- 深夜0時以降に酒類提供しているにもかかわらず「深夜酒類提供飲食店開始届出」がない場合など知らずに無許可営業になっていたために摘発を受けてしまっても、加盟店契約解除事由となり、以後キャッシュレス決済の取扱いができなくなることがありますので、十分注意をお願いいたします。

お店の営業形態が不明な場合は、行政書士などの専門家にご相談ください。

日専連静岡 加盟店様専用ページについて

弊社ホームページには、加盟店規約をはじめ加盟店様向けのご案内が掲出されております。PC用トップページ右下のリンク先よりご覧頂き、ご活用いただきます様お願いいたします。

→ https://www.nissenren-shizuoka.co.jp/kameiten_info.html

↳ 裏面をご覧ください。

差別的取り扱いの禁止

加盟店様による、カード会員の方に対して不利となるような差別的な取り扱いは、加盟店規約で禁止されています。

●カード利用の拒否

現金でのお支払いや他社の発行するカードの利用をすすめたりすることはできません。

※ カード利用が出来ない時間帯を設定する事や、ご利用可能金額に上限・下限を設ける事は禁止されています。

●手数料の上乗せ

現金での支払いに比べてカードの支払金額の方が高くなるようなお取り扱いはできません。

現金と同様のお取り扱いをお願いします。

クレジット決済端末機でのお取り扱いについて

- ご本人以外のカードのお取り扱いはできません。
- お取り扱いをされた決済ごと日計処理をしてください。(端末機に自動日計の設定がされている場合は自動で日計処理が行われます。)日計処理を行っていない場合、加盟店様への売上精算やカード利用者様への請求がされない場合があります。
- 取消・返品の際は対象取引と同じ金額でお手続きをお願いします。
- 「カード会社用」の記載のあるクレジット売上票は専用封筒にて売上票保管センターにご提出をお願いします。
- 一部のクレジットカード会社が発行する規格外の厚さ・材質(金属製)カードは読み取り不良や決済端末機の故障に繋がる可能性が高くなります。厚みが厚い、材質が異なるカードでの決済は、基本的に控えください。(※規格外の厚さ・材質のカードとは、主に金属素材のカードを指します。)
- クレジット決済端末機の接続されている通信環境を変更される場合には、事前に弊社までご連絡ください。通信環境変更によりカード決済が出来なく場合があります。
- クレジット決済端末機の操作方法・端末不調についてのお問い合わせは、端末機に記載されているサービスデスクまたはヘルプデスクにご連絡ください。
- クレジット決済端末機で利用するロール紙は所定の注文先に加盟店様より直接ご注文ください。(注文先電話番号は、端末機にシールで表示されています。)

日専連静岡加盟店規約改定について

弊社では、加盟店様におけるカード取引に関する管理体制強化、不正利用防止に向けた対応事項の明確化、その他、条文表現の明確化および関係法令に基づく調整のため、2025年10月加盟店規約を改定いたしました。

加盟店様におかれましては、加盟店規約遵守と消費者保護また適正なキャッシュレス決済取引のためご理解とご協力をいただきます様よろしくお願ひいたします。

▼ 日専連静岡加盟店規約(兼包括加盟店規約)→

https://www.nissenren-shizuoka.co.jp/kameiten_info.html



▼お届け事項のご変更およびお問い合わせ先

日専連 静岡 TEL 054-252-7188 月～金 9:30AM～5:30PM